○海上保安庁告示第四十一号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十七年五月十三日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　名瀬港第二防波堤灯台
位置
所在地　鹿児島県名瀬港（第二防波堤外端）
北緯　二八―二二―五七
東経　一二九―二九―五〇
廃止年月日　平成二十七年三月十六日

○海上保安庁告示第四十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十七年五月十三日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　千葉港稲毛海浜公園Ａ導流堤灯台
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（Ａ導流堤外端）
北緯　三五―三六―四〇
東経　一四〇―〇三―五八
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで三・三メートル　平均水面上から灯火まで五・一メートル
変更年月日　平成二十七年三月十六日

名称　頭島南灯台
位置
所在地　長崎県西海市（頭島の南方約二〇〇メートル）
北緯　三二―五四―五〇
東経　一二九―三八―一七
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十七年三月十六日

名称　神崎港防波堤灯台
位置
所在地　大分県大分市（神崎港防波堤外端）
北緯　三三―一四―四五
東経　一三一―四七―一二
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで六・七メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十七年三月十六日

名称　佐伯港中防波堤西灯台
位置
所在地　大分県佐伯港（中防波堤西端）
北緯　三二―五八―四九
東経　一三一―五四―三二
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・二メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十七年三月十七日

名称　佐伯港中防波堤東灯台
位置
所在地　大分県佐伯港（中防波堤東端）
北緯　三二―五八―四四
東経　一三一―五四―三六
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・五メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十七年三月十七日

名称　田後灯台
位置
所在地　鳥取県田後港（松島）
北緯　三五―三五―四五
東経　一三四―一八―五九
変更した事項
灯質　等明暗白光　明三秒暗三秒
光度　五九〇カンデラ
光達距離　八・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・四メートル　平均水面上から灯火まで三四メートル
変更年月日　平成二十七年三月十七日

名称　奮部灯台
位置
所在地　北海道礼文郡礼文町（奮部）
北緯　四五―一六―二九
東経　一四一―〇二―三二
変更した事項
灯質　群閃白光　毎六秒に二閃光
光度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
変更年月日　平成二十七年三月十九日

名称　陸中崎浜港仮設灯浮標
位置
所在地　岩手県大船渡市（首埼灯台の西方約五・二キロメートル）
北緯　三九―〇六―〇七
東経　一四一―五一―二八
変更した事項
名称　陸中崎浜港東防波堤灯台
位置
所在地　岩手県大船渡市（崎浜港東防波堤外端）
北緯　三九―〇六―〇九
東経　一四一―五一―三一
塗色及び構造　赤色　塔形
灯質　連成不動群閃赤光　毎八秒に二閃光
光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
明弧　全度
高さ　地上から構造物の頂部まで四・七メートル　平均水面上から灯火まで七・六メートル
変更年月日　平成二十七年三月十九日
記事　一時変更中のところ名称等変更のうえ復旧

名称　魚固島灯台
位置
所在地　長崎県松浦市（魚固島）
北緯　三三―二五―二五
東経　一二九―四二―三六
変更した事項
灯質　群閃白光　毎六秒に二閃光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一二メートル　平均水面上から灯火まで六九メートル
変更年月日　平成二十七年三月十九日

名称　宇部港第一号灯浮標
位置
所在地　山口県宇部港（宇部港西防波堤灯台の南南西方約五・八キロメートル）
北緯　三三―五三―二一
東経　一三一―一二―二八
変更した事項
光度　実効光度一〇〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　平成二十七年三月十九日

名称　宇部港第二号灯浮標
位置
所在地　山口県宇部港（宇部港西防波堤灯台の南南西方約五・八キロメートル）
北緯　三三―五三―一八
東経　一三一―一二―三七
変更した事項
光度　実効光度一〇〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十七年三月十九日

○東北地方整備局告示第百二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十七年五月十三日

東北地方整備局長　縄田　正

第１　起業者の名称　岩手県

第２　事業の種類　一般国道397号改築工事（小谷木橋工区）及びこれに伴う附帯工事

第３　起業地

１　収用の部分　なし

２　使用の部分　岩手県奥州市水沢区羽田町字中袋及び字上小谷木、真城字中河原及び字明神堂並びに佐倉河字下谷起地内

岩手県奥州市水沢区羽田町字上小谷木地先河川敷地及び真城字中河原地先河川敷地